

第2回 消費生活審議会議事録

○日 時：平成25年（2013年）12月9日（月） 午後1時30分から4時

○場 所：西庁舎111号会議室

○出席者

審議会委員

足立正則委員、久保田勝士委員、小金玲子委員、鶴田敦子委員、宮入千恵子委員、山岸重幸委員（会長）、織田ふじ子委員、重千富委員、田口洋子委員、南沢好恵委員、山岸めぐみ委員、倉田由里子委員、高木蘭子委員、林部勤委員

県側

長野県消費生活室長兼長野消費生活センター所長 逢沢正文、課長補佐兼企画指導係長 樋口隆教、課長補佐兼相談啓発係長 阿部明子、松本消費生活センター所長 林信一、飯田消費生活センター所長 上沼和則、上田消費生活センター所長 増田隆司
ほか

1 開 会

（事務局 消費生活室 樋口課長補佐）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから長野県消費生活審議会及び消費者教育推進地域協議会を開催します。

本日は、大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます事務局の樋口でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の審議会の出席状況でございますが、塚田委員が都合がつかず欠席となっております。従いまして委員総数15名中14名の皆様方にご出席いただいておりますので、消費生活条例第40条に準用される第28条第2項の規定と消費者教育推進地域協議会設置要綱第6の規定による過半数の要件を満たしておりますので会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、加藤さゆり副知事からご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

【加藤副知事】

皆さん、こんにちは。師走の公私ともにご多用な中、本日2回目の審議会にご出席いただき、本当にありがとうございます。

この後、素案につきまして消費生活室長から説明をさせていただきますが、初回の挨拶でも述べさせていただきましたが、県ではこの4月から～しあわせ信州創造プラン～新たな5か年計画をスタートさせていただきました。基本目標は、「確かな暮らしが営まれる美しい信州」です。県民が確かな暮らしを営んでいくうえで、消費生活が安全・安心に送れるということは、大変重要なポイントだと思っております。

県で初めて策定させていただきます消費生活基本計画ですが、昨年度、国におきまして消費者教育推進法もできまして、この計画の中には、消費者教育の推進につきましても、記載させていただく予定となっております。

安全・安心に暮らしていくうえで、事業者、消費者との間には情報を含めいろいろな格差が生じている訳ですが、とりわけ、学校教育あるいは、学校を卒業した後の社会教育における消費者教育が非常に重要だと考えております。

そのあたりを含めて皆様から、本日忌憚のないご意見を頂戴したいと考えております。

県としましては、事業者指導、法執行を厳正に行っていかなければいけないと思っておりますが、併せまして、この消費者教育も非常に重要だと考えております。

この消費者教育を啓発を進めていくうえでも、消費者団体の皆様方のご理解とご協力を引き続きお願いしたいと思っておりますが、消費者行政のご協力いただく皆様方、福祉系の団体の皆様方を含めまして、消費者行政ともっと連携をとらせていただくパートナー、ご協力いただける方を広げていきたいと考えております。

そんな観点からもご意見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(樋口課長補佐)

次に県側の出席者でございますが、委員名簿の裏面をご覧ください。本日は記載の職員が出席させていただいております。

続きまして、会議資料の確認をさせていただきます。会議資料の1から5までにつきましては、先日お送りさせていただきました資料と同じです。本日追加で資料6を配布させていただきます。不足等ございましたらお知らせください。

次にこの会議は録音させていただいております。後日、議事録として取りまとめる予定です。発言につきましては、マイクを通してご発言いただきますようお願いいたします。

また、会議の終了時刻でございますが、概ね午後4時を予定しております。ご協力をお願いいたします。

それでは、これより会議事項に入らせていただきます。

当審議会の議長につきましては、消費生活条例第40条で準用される第28条第1項の規定により、会長が務めることとされておりますので、山岸会長に議事の進行をお願いいたします。

それでは、山岸会長、議事の進行をお願いいたします。

【山岸会長】

皆様、本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。

先ほどの副知事のご挨拶にもありましたように、本日の審議事項については、消費者教育並びに消費生活基本計画素案を審議することになってはいますが、私も実務に携わっていきませんがいずれもとても重要な話です。

特に消費者教育については、昨今の消費者被害を目の当たりしましても、基本的な法的な知識があれば、ある程度は防げるものと思われれます。

消費生活の基本計画の策定段階は、最も大事なところを迎えていると思います。もちろんこの先も重要なところですが、皆さんの様々な意見を反映させてより良いものとしていきたいと思っておりますので、実り多い議論がされますようご協力をお願いします。

それでは会議事項に入らせていただきますが、当審議会の運営につきましては、「長野県消費生活審議会の運営について」により運営されることになります。

本日の会議に対しまして、報道の皆様を含め、傍聴者の撮影については事前に会長の許可を受けることになっており、あらかじめ許可をしましたのでご了承願います。

それでは、会議事項(1)、小・中・高及び大学等における消費者教育の実施状況について、事務局から説明をお願いします。これは前回の審議会において鶴田委員から提案があり消費者教育の実態調査を行ったものです。

アンケート結果説明

(資料1-1 横内指導主事)

(資料1-2 逢沢消費生活室長)

【山岸会長】

ただいま事務局から、学校における消費者教育の実施状況について説明がありました。

このことについて、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

【鶴田委員】

前回の審議会の際に消費者教育を考えるとときに実態を把握して、その上に立って課題を検討した方がよいと発言が、きちんとした調査になって表れたことに感謝申し上げます。

そのうえで、この調査結果についての質問と感想を言いたいと思います。この結果を見て、数字で表した結果と実感のずれをものすごく感じています。この結果によると、イメージマップが作られてから日が浅いにも関わらず、現場の先生が知らないという状況の中でこういう結果が出てきたことに驚いています。

私は、このアンケートは誰が答えたのか、家庭科と社会科の先生が中心になっていると思いますが、質問したいと思います。

というのは、家庭科は小学校4年生では実施されていないはずですが、小中学校での時間数ということになると家庭科は4年生やっているはずがないので、自主的なカリキュラムを組んでいる学校がないわけではないのですが、それは全国でも1%に満たないので、答えた人が、社会科を含めた学校全体を見回した答えかもしれないなと思いました。私自身、学校現場の先生と授業研究会を毎月1回は実施していますが、それは東京だけでなく全国の先生と行っていますが、とてもできない状況です。もしかしたら、消費者教育というのは、生活全般、社会の出来事、日々の生活と関係しているから、そことコミットすると広い意味での消費者教育となります。狭めた消費者教育と生活に関わる様々なことということで調査するとこういう結果になるのかと思いました。現場の先生の実感としては、消費者教育は知識の伝達にはなじまないもので、子供たちがじっくりと自分の問題をどういう問題か考えて、権利とは何か責任とは何かということを考える中で消費者としてのあり方を考えることになるので、とても時間が足りないということになっています。この結果をみると全面的にやっているようになっていて、この結果からすると、長野は問題ないということになるので、その違和感と、このデータをどう読んだらいいかと考えてしまいます。

もう一つは、私はイメージマップを検討する消費者庁の消費者教育を検討するところだったので、私の見解も含みますが、なぜイメージという言葉がついたかという理由ですが、これは消費者教育の“イメージ”ということ、つまり、これでいくといったはっきりした明確なものではないということです。なぜかというと、消費者教育の体系化という言葉がありますが、消費者教育を学問としてやっていきたい人にとっては、学問の体系化をやりたがりです。

私は、消費者教育は生きている学問だと考えています。以前は“モノ”に関する消費者教育が主流でした。今は、“お金”“あるいは”契約“に関することです。今後は”サービス“に関する消費者問題が起きてくると思われまます。

その都度、学問をどうやって構築していくのかは変わっていくので、既存の学問体系の中に消費者教育を位置付けるかということはずいぶん議論した経過があります。こうしたマップで、幼稚園ではこういうことを教える、中学校の学校段階、成人・生まれてから死ぬまででこうしたことを教えることが総合的で体系的だということは、そういう教育感とやや合わないということから、体系をつくるマップをつくるということのプラスとマイナスについて議論をしましたが、あくまでもこんなもんかなという程度の中で公表しようと考え、出来上がったものがイメージマップです。

教育というのは、長野の子供たちがどういう消費者問題で困っているだろうか、その理解無くして小学校3年生ならこういう問題の力つけましようというのは教育として全然適切ではないと思っています。

イメージマップは、あくまでもイメージマップです。だからイメージマップの下の方には、学習指導要領とは一致しないと但し書きを付けています。この取り扱いは行政が示したことで力をもって一人歩きしていますが、そういったものなので、これについて現場にやっているかやっていないか聞いたら、現場ではやってないとは答えにくい内容のものになっていますし、“イメージ”になった経過はそういうことだったということを紹介したいです。

この調査結果をどのように見るか議論すると、長々となってしまうので、これから汲み取ることを次の長野県の消費者教育をどうしていくかという議論で皆さんと話したいと思います。

【山岸会長】

私も鶴田委員の意見の同感で、自分自身を振り返ったときに、消費者教育を受けたという記憶がほとんどありません。

商品の安全に関して、長野県信濃教育会で商品にはこんな危険性があるという内容の資料を見た記憶があるが、それ以外の記憶がないので、このアンケート結果は意外です。しかし、その中でも私はこの結果を見て、トラブル対応能力の部分について、特に契約の部分ですが、やはり危険信号が出ていると思いました。

それでは、今、鶴田委員の話に関連したこと、また別の意見でも結構ですが、何かご意見はありますでしょうか。

(横内指導主事)

補足します。アンケートの調査方法について、小・中学校と高校で調査の方法が異なっています。

高校は公民・家庭科の先生が回答し、小・中学校については、回答者は教頭先生にお願いしているので、その辺が結果に違和感があるのではないかと考えます。

細かい調査だったので、現場の先生には答えるだけで大変だと思い、現場の先生に負担をかけないよう教頭先生にお願いした経過があります。

【山岸会長】

何か、消費者教育の現状について御意見、質問はありますでしょうか。

【織田委員】

このアンケート結果ですが、このように数字が出てきていますが、実際に先生が子供たちに接していてそう感じたものなのか、あるいは子供たちに聞いて、子供たちがここまで理解できているんだということアンケートにまとめたものなのでしょうか。

(横内指導主事)

子供の理解度を表したものではありません。あくまでの教頭先生が、学校の状況をみて判断して答えたものになります。

【山岸会長】

それでは、会議事項(2)の消費生活基本計画の素案に移ります。

素案については、資料が多いので、2回に分けて説明・質疑を行います。

最初に第1章 計画の基本的考え方、第2章 現状と課題について説明いただき質疑を行

いたいと思います。

つづいて休憩をはさみ、第3章 施策推進の基本方針と第4章の施策の展開についてのそれぞれの説明と質疑を行いたいと思います。そして最後に全体を通じてご発言をいただきたいと思います。

それでは事務局から第1章、第2章について説明をお願いします。

(逢沢消費生活室長説明)

資料2により説明

【山岸会長】

非常に課題も多く大変だという感じですが、今日は委員の皆様は行政、学識経験者、事業者、消費者それぞれの立場から参加していただいておりますので、第1章、第2章に関して忌憚のないご意見、質問をお願いします。

それでは、まず、私から発言をさせていただきます。基本的な考え方として、自立した消費者という考え方はいいですが、もう一つの考え方として消費者が生身の人間であるところ、被害に遭うと回復ができないという考え方も重要ではないでしょうか。

例えば、シュレッダーで子供が指を切断したということがありましたが、これは再生が不可能で将来背負っていかねばならないものです。いま話題になっている特殊詐欺ですが、お金を取られると老後の蓄えがなくなってしまうという事態を招くことになります。

理想的な消費者像を目指すということはもちろんですが、他方で生身の人間であるという視点も入れた方がよいのかなという感じがします。

【田口委員】

今、たくさんの説明をいただきましたが、実効性や効果があるものを単純明快に考えていかないと、ただ紙面で書いただけでは効果が出ないと思います。私が、最近効果があるなと思ったものは、どこの団体で出したものかわかりませんが、数年前に「しっこい訪問販売は固くお断りします」といった内容の小さなステッカーが、全戸に配布されました。それによって最近訪問販売がなくなったと感じています。以前はチャイムが鳴るから行ってみると、「〇〇の販売している。買ってくれ。」などとても怖い思いをしたこともありました。今はそういった訪問販売がなくなりました。たったこれだけでも効果が出ていると思いました。

最近、肉・魚・野菜の偽装の問題がありますが、簡単に効果が上がる方法もあるのではないかと思います。こんなに消費者問題があると言われていながら、25年度の数値を見ても効果が表れているという数値が見えていません。どちらかというとな数値的には下がってしまった感じがしています。どうしたら、これまでの努力を結果に反映することができるのかと思いました。

【倉田委員】

日頃、売り場でのお客様と対面販売を行っている中での事例を紹介します。

クレジットカードを利用したお客様で、暗証番号を忘れてしまったので教えて欲しいとの依頼がよくあります。

以前なら本人の代わりにカード会社に電話して限度額などは調べることもできましたが、現在はそんなことは当然できません。自分で作ったクレジットカードであるのに、暗証番号を忘れたので私どもに聞いてくるとか、このカードの締日はいつだったのか、限度額がいくらなのかなど、特にご年配の方から多々質問を受けることがあって、非常に危険だと感じています。私どもも答えることもできませんが、自分で申し込んだ内容を知らないなどもあり、危険だと思いながらも販売をする時があります。申し込みの際に、関係者から説明があるとか限度額や、利率の説明など最初の段階で消費者に対し説明するところがあればいいと感じています。

学校教育の話が出ていましたので、現状、大人でもそんな状況であるという事例を紹介させていただきます。

(消費生活室長)

今の話ですが消費者教育を進めていくうえで、消費者自身に考えていただくということは非常に重要なことだと考えています。この計画は消費者教育を進めるための基本計画となるわけですが、消費者の自立につなげるために、今のご意見を前向きに捉えていきたいと思えます。

【鶴田委員】

田口委員の意見について、私の捉え方ですが、この計画を読んでも頭に入っていないのは、この計画が行政の立場で書かれているからではないかと思えます。例えば、消費生活相談体制の整備についてはその通りだから文句は言えませんが、それがすべてではないと思えます。計画の中に、住民の自主的な取り組みの活性化などの事例が入り、それが町内会の通知が入ってきたとすると生きた内容になると思えます。そういう事例については私たちが出していければいいと思えました。

私が長野に来て思ったのは、本当に公民館がいっぱいあって、地域の活動があってその中で友人関係を築いていく。これが長野の良さだと思えます。

そこで、消費相談体制のところにもう一つの柱として、現行の住民の取り組みを具体的に表してそれを行政がサポートしていくといったことを記載すると、そうすると行政のところを読まなくても消費者は、自分たちはこの部分はできるなあと受け止められるのではないのでしょうか。

また、倉田委員から話があったカード社会については、中学校で学習するようになっていますが、ただ教えるだけではだめなので、教育としてはできていないというのが現状です。

私が思っている消費者教育の成果については、計画に記載されているとおりでありますが、もう一つ、学校における消費者教育の推進といった場合、学校で教えるだけでは時間の制約もあり難しいと思っています。学校の問題はみんなで考えなければいけないので、学校と地域、消費者団体との連携という柱が必要で、そうすると、地域の問題について倉田委員が学校で話す場を設けるなどの道も開けると思います。この計画の中でも、人材の活用について記載されていますが、大きい柱として学校において消費者教育をどうやっていくか考えた時に、高齢者のトラブルを子供たちが聞く機会があってもいいし、世代や場を超えた、学校とか地域を超えた消費者教育のイメージを出すとみんなが参加しやすくなると思います。また、他の地域では、消費者が学校に行き、先生も子供たちの携帯電話の問題を親に話すといった取り組みが、公民館での模擬授業として始まっています。

例えば、子供の問題を取り上げるときに、教室の中で子供の問題は話せないで、公民館で地域のお母さんと呼んで授業をやるといった活動も行われています。

学校だけで完結する授業でないところに、消費者教育の意味があると思っています。長野県の教育委員会のホームページには生涯学習に関する答申が掲載されており、そういうものと消費者教育と生涯教育がタイアップしたイメージや世代の垣根を超えたイメージを出すと生きた授業になると思います。大人もこんなことができていないなど、そういう生の声を活かして、計画の中に入れたらどうでしょうか。

【山岸会長】

他にご意見はございますか。例えば消費者問題ということになってくると、消費者が言っていることがすべて正しい訳でなく、一部でモンスタークレーマーみたいな問題もあります。そういった点について、事業者側からもこのようなクレーマーを作らない教育もして欲しいといった意見もあると思うのですが、事業者の代表の方からご意見はありますでしょうか。

【高木委員】

今は、少なくなったと思いますが、市町村の単位で消費者問題を話し合う時に、行政と消費者、事業者との対立的な会議になってしまいがちなことがあり、これでは意味がなく進歩のない会議になってします。

お互いに非難しあう会議ではなく、協力して何かができる会議にして欲しいし、そのために、子供を介したり、地域でやる方がいいと思います。

この会議で話すことが適当かどうか迷うこともありますが、消費というのは、突き詰めると地域や日本人だけの問題ではなくグローバルな問題でもあります。

例えば、物を生産する、買うは世界中がつながっていて、物が行ったり来たりしています。

大気汚染等の問題に関して言えば、隣の国で発生した PM2.5 が日本に影響を与えています。そういう意味では、消費生活というのは、人間の生き方の問題であって、これは地球と人間がどうやって長く生きていくかという問題でもあると思います。教育の中でも消費者という立場だけでなく、暮らし方という問題から教育ができればいいと思います。こ

ういった内容を消費者教育の中に入れていくことは難しいと思いますが、利害の対立がない子供の時期に、人間と地球との互惠関係について知ってもらうような教育ができればいいと思います。これが消費者施策というのか環境施策というのかわかりませんが、地域の人たちが対立ではない協力をしていく体制を作っていくことが必要だと思います。そこは、行政の工夫により、うまくやっていけると思います。

【山岸会長】

他に何かご意見はありますか。県から市町村に対する現状認識、課題もあったと思いますが、それに対して何か市町村の行政の立場からご意見はありますか。

【久保田委員】

6 ページの若者、高齢者、一般消費者の区分は何か意味があるのでしょうか。障害者についてはどういう捉え方をしていますか。消費者として、一般消費者の区分で括っているのでしょうか。

学校教育の中でも出前講座も利用していますが、実際には、消費者問題は生活の中で子供たちは学んでいると思います。例えば、学校に太陽光を設置しましたが、今どれだけ発電量があつてどれだけ売電して、差はどうなるのかなど絶えずわかるようになっています。子供たちも自ずからエネルギーに対する感覚が身に付いていると思います。

また、地域や自然の中で、空き缶回収などいろいろな取り組みを通じて、体験して学んでいます。消費者教育とってよいかわかりませんが、学校では総合学習の中で地域と密着した教育が行われています。意味のある消費者教育となっていると考えています。

(逢沢消費生活室長)

1 点目の若者・高齢者・一般と分け方の中で障害者はどうなっているかとの質問ですが、こうした割り振りをしているのは消費者被害も若者とか高齢者によって異なっており、それぞれの年代や被害に応じた啓発・広報により区分しています。障害者については、一般に括っているわけではなく、相当な支援が必要な方、どちらかという高齢者と同等の区分として考えています。

(横内指導主事)

学校では、総合的な学習の中で消費者教育として意識せずに様々なことを実施しています。屋代南高校では、ファミリーマートと協力してお弁当の開発、信州の食材を使ったお弁当の開発といったことに取り組みました。消費、食材、廃棄まで、全体として消費生活ということが学べたのではないと思います。教科は家庭科のつもりでやっても実際に学んでいく過程の中では、消費生活について学んでいるといういい例だと思います。長野県の場合は、教員がそれを消費者教育であるということをほとんど意識していません。教育委員会としては、いままでやってきたことが子供たちの消費者教育に繋がっているということ意識させるということに力を入れなければいけないと感じています。

【久保田委員】

先ほどの話で落としてしまいました。中学生はスーパーなどで職場体験をしたいと思っています。これは、まさに消費者教育を直に学んでいるのではないかと思います。時間の制約もあり、十分な職場体験ができないという状況もあります。子供たちはもっと社会を知りたいと思っているということも考えて欲しいと思います。

【鶴田委員】

消費者教育の捉え方について、広義と狭義という言い方をしたのは、実は環境問題、現実の経済社会に触れるとかいったものも消費者教育という言い方もあり否定はできませんが、現状の消費者被害をどのように跳ね返すか、その力を付けることが消費者教育であるとも言えます。

もっと言うと哲学的な意味で人間が地球とこれからどのように向き合うのか、そこまで含めたもの両方が必要です。だけど、どっちかに偏るのではなく、うまく両方見させていく、現実の被害から現実の経済社会も見えてくるし、違い面も見えてくるかもしれないと思っています。

ただ、行政は目に見えた相談と事件に偏った消費者問題からものをいっている感じがおり、その点が誤解を生む可能性があります。

例えば、相談のうちその他に分類されたものが5千数件もあり、実際はそちらの方が多くて、論調が相談件数と警察の事件になったものだけを被害と捉えてしまう可能性があります。そこをどのように表すかが重要で、文章でうまく表す必要があります。

また、消費者問題がなんなのかということも、文章で表す必要があります。全体的に論調が被害に偏っているのではないかと感じています。

【小金委員】

今までの消費者教育は被害に遭わないための教育が非常に大きな部分を占めていました。すぐに被害を防ぐ効果のある教育をすべきという考えもありますが、広義の意味で、自ら考え行動でき、自分の行動が社会に及ぼす影響についても考えられる消費者の育成は非常に息の長い地道な話ですが、消費者市民という言葉もあるように、そうした教育も必要ではないかと思います。

狭義の被害に遭わない消費者、広義の地道に体系的に学習していく2つの消費者教育が必要だと思います。

【宮入委員】

外部講師の方に社会の現状をお話いただけることは生徒にとって大変有意義なことです。専門知識を持った方々、県だけではなく、消費者団体などからも来ていただけるようなシステムを作っていただけると有難いです。先ほど本校で作ったお弁当の事が話に出ました。生徒にとって長野県農政部、企業とのコラボによる商品開発は大変勉強になりました。買う側、消費者の立場から生産者、売る側に立ったわけですから。起業家の勉強もさ

せていただきました。消費者としての視点も広がり大きく成長しました。

【山岸会長】

鶴田委員の発言で思ったことですが、消費者教育は現実の教育で、教育自体はあるべき理想を追い求めるところがあると思います。人をみたら泥棒と思えとか騙す人もいるということなかなか言いにくいと思います。消費者教育はものの使い方をちゃんと使わないと怪我をするし、障害が残る可能性もあることを教えます。そういった現実にも光をあてて実施していく必要があると感じています。

それでは、ここで休憩を取りたいと思います。

(休憩)

【山岸会長】

それでは、再開します。引き続き第3章、第4章について、事務局から説明をお願いします。

(逢沢消費生活室長)

第3章、第4章説明

【山岸会長】

予定では、第3章、第4章と全体を別々にということでしたが、時間も押していますので、第3章、第4章あるいは全体を通じてでも構わないので、ご質問、ご意見をお願いします。

【重委員】

私は消費者団体連絡協議会から参加していますが、前半の論議を聞いて感じたことですが、今回の計画をどのように捉えるか考えた時に、これは県が推進していくための計画であると捉えました。最終的には、消費者市民社会の形成を目標とすべきだと思いますが、今後4年間で何ができるか、そこを最終目標とした時にどういうことをやって行くかがこの計画に記載されていると理解したもとの発言させていただきます。

この根本には消費生活条例があることも理解しているなかでの発言になりますが、先ほどの議論と食い違いがあるかもしれませんが、ご容赦願いたいと思います。

この中で、一番良いなと思ったのは、具体的な施策の中に、他の課がやるべき内容が入っていて、様々な課が責任を持って消費者問題に関連した施策を推進していくことが明らかになっています。今後、この施策を見ると他の課でもどういうことをやって、消費者の安全や安心の確保のためにやっているかということが分かります。

消費生活センターを教育の拠点として捉えていることについても、きめ細かく事業を進めるうえで必要なものと考えます。

新たなサポーターとコーディネーター等についてはイメージがうまくできていませんが、人材を育成しつつ、地域で活動していくというイメージが湧きます。何をどうするかは今後のことと思いますが、これを創設して実施していくと、新しい方向性が出るのではないかと思います。

P27に被害防止に向けた対策を、警察と連携して未然防止に取り組みと記載されていますが、これまでの話を聞いていると未然防止に警察が関わるのでしょうか。事件にならないと関わらないと聞いています。ここについては、結束と連携を強化して欲しいと思います。

P30 多重債務者の対策、割賦販売に対する事業者指導については、4年間に様々な問題が発生する可能性があるため、これら記載の施策以外の実施もお願いしたいと思います。

P32 イメージマップはあくまでもイメージであると感じています。学校の先生たちが自分たちの教育が消費者教育であるということを認識するにはよいかもしれませんが、より現実的に即した内容にしていく必要があります。

地域協議会を審議会が兼ねることになっていますが、審議会はこれまで年1回の開催になっていますが、それでいいのでしょうか。審議委員が全員集まらなくてワーキングみたいな形でも、教育の推進に関しては内容を含めて実施していく必要があるのではないかと思います。

P34 地域拠点として消費生活センターを位置づけしてもらいよかったと思います。

P38 消費者団体等の項目については、お願いしたいことがあります。消団連が消費生活室から協力いただき、それぞれの地域で消費者行政に携わる職員の皆さんとの懇談会を実施させていただきましたが、非常に有意義でした。それぞれの地域の課題も把握でき、今後、消費者としての連携の課題も見えました。そこで、消費者団体と協働した取組という項目を作成して記載欲しいと思います。P36 環境団体と協働した取組と記載されていますが、それと同じように記載し、具体的に取り組みを進めていくという方向にして欲しいです。

P43、44 に消費者や消費者団体へのお願いと書く記載がありますが、私たちはお願いされる立場ではないと思いますが、計画自体が県の計画として記載されている以上、やむを得ないと思います。前半の意見を反映させるには、全体的な記載方法が変わってしまうので、議論のなかで決定していけばよいと思います。

消費者被害がこの状況では、その点を重点目標にしないと安心した暮らしが送れないと感じています。皆が協働して、地域力を高めることも大事なことで、そこを強化しつつ、重点課題の推進をお願いしたいと思います。

【織田委員】

いろんな団体、特に公民館との連携は評価できます。実際、消費者団体は、公民館と連携した活動を行っています。

人を集めるということは非常に大変です。公民館と連携することで、人数確保ができ、いろんな啓発活動が行えると思います。

問題は、消費者団体は行政に事務的な負担をお願いしていますが、公民館との連携を強めていくとそこの問題が出てくるのではないかと思います。

この計画は県の施策ですが、市町村とどの程度詰めてもらっているかが、消費者団体が動くときのポイントとなります。県がいくらやってと言ったとしても、私たちに身近な市町村が動いてくれないと、活動はうまくいきません。県と市町村での話し合いを進めて欲しいと思います。

セミナーの回数 200 回が目標になっていますが、セミナーに出てくる人はほとんど同じメンバーとなっています。回数を増やすことが意義のある啓発活動につながるか疑問を感じます。

生活していくうえでの問題を話し合うワークショップみたいなものを地域でやったらどうでしょうか。一つの問題をその地域で共有する。何ができるか、相当具体的な話になるのではないかと思います。

例えば先日、私たちの会で振り込め詐欺にどう対応するか話あったとき、チラシを配布しただけでは対応できないという意見や、NTT と交渉して留守番電話を無料にする等の活動が必要という意見が出ました。

消費者からの問題提起が必要なので、ワークショップみたいなことを実施したらどうかと思っています。

【山岸委員】

くらしのセミナーについてお願いします。くらしのセミナーの内容については評価していますが、参加する人が少ないと思います。高山村では出席したい人も高齢のため、個々に車で出かけるのが大変です。村の職員にお願いして、交通手段の手配をしたら出席者が増えました。県から市町村に呼びかけて参加するための手段の手配についても考えたかどうかと思います。

【山岸会長】

お二方から、行政に対する意見が出されましたが、何か意見はありますか。

【足立委員】

長野県の消費生活基本計画ということですが、消費生活は長野県に限ったものではありません。

現状の施策は、消費者への教育・啓発、事業者への指導、市町村も関係するところですが消費者相談体制の充実といった大きく3つ分野があります。これは、基本的には全国どこでも同じだと思います。

長野県の消費生活基本計画は資料3の表紙に記載のとおり「信州安心戦略」であり、県の5か年の「しあわせ信州」を実現するための各論でもあります。したがって、長野県の消費生活の基本戦略が3分野だけでは面白くないと思います。長野県として、消費者にアピールできるようなものが盛り込めないでしょうか。長野県の誇れるものなど盛り込んで外にアピールしていった方が面白い基本計画ができます。長野県は男女とも寿命が全国1位です。

長野県は、そういった実績があるなかで、長野県の農産物、食品が消費するにあたってすばらしいものであることを「しあわせ信州認定ブランド」といった形にしたり、味でなくとも、添加物が少ない、無農薬で栽培されているとか、公的なものでなくとも、県内外の消費者にアピールしていく姿勢が必要ではないでしょうか。

京都市では、京都の食べ物とか伝統的な野菜とかブランドのものをこうした計画の中ではアピールしているのではないかと思います。

県庁各課の職員が集まっているので、長寿世界一といった分野についても内外の消費者にうまくアピールしていったらどうでしょうか。「しあわせ信州安心戦略」といった名称に変えて外にアピールする手もあります。

5か年計画の中で、長野県の消費生活に関しアピールしていくということについても考えてはどうでしょうか。

【山岸会長】

まだご意見のある方もいらっしゃると思いますが、一旦ここで、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

(逢沢消費生活室長)

(スケジュール)についての説明)

【山岸会長】

次の審議会が開催されるのは2月頃という説明がありました。今、スケジュールの説明がありました。答申素案のパブリックコメントを今月12月末からの計画になっており、再度の審議は難しいため、本日の意見、追加については事務局へ連絡をお願いします。その意見の反映の確認については、私に一任していただければよろしいでしょうか。

(承認)

また、事務局から説明のありました意見交換会について、是非ご参加いただきますようお願いいたします。

以上で会議事項は終了しますが、特に発言はありますか。

(警察本部生活安全企画課地域安全推進室 割田係長)

先ほど重委員から、警察は事件にならないと動かないという話が出ました。そういったイメージが強いと思いますが、実際には、被害に遭う予感がするからといった被害届は受理できないということです。だからといって、事件にならないければ、動かないといったこともありません。地域安全推進室には、生活安全専用電話を備えており、様々な生活安全相談が寄せられています。特殊詐欺の相談があった場合には、その対応について相談に乗っ

ています。現在は特殊詐欺とストーカー、DVの対策に力を入れており、特殊詐欺については消費生活室と連携し、未然防止のため日々対応を検討していますのでご理解いただきたいと思います。

【山岸会長】

それでは、ご発言も無いようですので、以上で会議を終了させていただきます。

次回開催は来年2月になります。県においては、審議会の内容及びパブリックコメントに寄せられた意見を元に、特徴のある長野県らしい答申案を作成し、次回の審議会への提出をお願いしたい。

委員の皆様方にはご多用中、ご出席いただきありがとうございました。

では、事務局に進行をお願いします。

(加藤副知事)

会長はじめ委員の皆様方、本日ご多用の中貴重な意見をいただきありがとうございました。本日の意見をしっかり踏まえまして、素案を提示させていただきたいと思います。

GDPの6割を占める消費を拡大することは、経済成長にとって不可欠となっております。国におきましては今年の6月に閣議決定しました日本再興戦略のなかでは、消費を増やして新たな投資を増やしていきたいと考え、国はアベノミクスを強力に推進していこうという時代の中であらためて、消費生活の安全・安心を確保するためにはどうしたらよいかということを真剣に考えて施策を作っていないと長野県の消費者の安全・安心、それから事業者とのウィンウィンの関係を構築していくということは難しくなっていくと思います。

そういう意味で、今回新たに県として消費生活基本計画を作らせていただき意義があると考えています。本日委員の皆様方からご指摘をいただきました。折角県で計画をつくるのだから、信州らしい、長野県らしいものをとという意見を踏まえまして作っていききたいと思います。

また、この公式的な会合以外の場で、ご相談の連絡等させていただくと思いますが、引き続きよろしくをお願いします。

それから、重委員の発言に対し県警から発言がありましたが、実は年度当初の特殊詐欺の被害金額は1億円でしたが、この12月で8億円を超えています。表面上8億円を超えておりますが、この陰では県警が金融機関の窓口と一体となって防止に努めている金額が3億円を超えており、この取り組みがなければ、10億円を超えているという状況もあるということも皆様方にご理解いただけるとありがたいと思います。本日は本当にありがとうございました。

(樋口課長補佐)

それでは本日の審議会は、これで終了となります。皆様、ありがとうございました。